

学校法人電子開発学園北海道情報大学学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本大学は、「情報化社会の新しい大学と学問の創造」を建学の理念とし、教育基本法に基づき学校教育法の定めるところに従い、国際情報化・高度情報通信社会の進展に適応した広い分野の知識と専門の学術を深く教授研究するとともに、情報メディアを駆使し、実践的教育並びに人格教育を通して、豊かな知性と国際感覚及び応用的能力を兼ね備えた有為の人材を育成し、もって学術・文化の向上と人類社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本大学は、教育研究水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を果たすために、教育研究活動等について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

(名 称)

第2条 本大学は、北海道情報大学と称する。

第2章 学部・学科、課程、大学院及び修業年限

(学部・学科及び課程)

第3条 本大学には、次の学部・学科及び課程を置く。

- ・総合情報学部
 - 経営情報学科
 - システム情報学科
 - 情報理工学科
- ・通信教育課程
- ・情報メディア学部
 - 情報メディア学科

2 通信教育課程に関する規程は、別に定める。

(大学院)

第3条の2 本大学に大学院を置く。

2 大学院に関する規程は、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本大学の修業年限は4年とし、8年を超えて在学することができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び授業期間)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(学 期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日に始まり9月30日に終わる。
後学期 10月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(休業日)

第7条 学年中、定期に授業を行わない日は、次のとおりとする。ただし、第4号から第6号の休業日については、別に定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 本大学創立記念日の6月10日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第8条 本大学において教授する授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目とする。

2 卒業のために必要とする修得単位数は124単位以上とし、総合情報学部については別表第1、情報メディア学部については別表第3に定めるとおりとする。

3 授業科目の名称、単位数及び年次配当は、総合情報学部は別表第1、情報メディア学部は別表第3のとおりとする。ただし、必要と認めるときは、学部教授会の議を経て学長がその一部を変更することがある。

4 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の本大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

第8条の2 本大学の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当するものとする。

2 自由科目は、第8条第2項に定める卒業のために必要とする修得単位数に算入しない。

3 他の学部・学科に属する授業科目は、選択科目又は自由科目として履修することができる。他の学部・学科に属する授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第8条の3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技、又はこれらの併用により行うものとする。

(単位数)

第9条 第8条第3項の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ、当該授業科目の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により授業時間を定めるものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要な場合は30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要な場合は45時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究の授業科目について、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、単位を認定する。

3 第1項の授業科目について2以上の方法を併用する場合の単位数の計算は、その組み合わせに応じ第1項の基準を考慮し、本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第10条 学生は、第8条に定めるところにより、自己の所属する学部・学科の授業科目を履修しなければならない。

- 2 学生は、毎学年度の初めにその年度に履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修届を提出しなければならない。
- 3 授業科目の履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(通信教育課程の授業科目の履修)

第10条の2 通学課程の学生は、学長の定めるところにより、通信教育課程の授業科目を履修することができる。

- 2 前項により履修した授業科目の修得単位については、卒業に必要な単位に算入することができる。
- 3 通信教育課程の授業科目の履修に関して必要な事項は、別に定める。

(多様なメディアを高度に利用して行う授業の履修)

第10条の3 授業は、教室等で行う以外に、多様なメディアを高度に利用して行うことができる。

- 2 多様なメディアを高度に利用して行う授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）により修得した単位は、60単位までを卒業に必要な単位とすることができる。
- 3 メディアを利用して行う授業に関して必要な事項は、別に定める。

第5章 単位の授与、卒業及び学位

(学業の評価及び単位の授与)

第11条 履修した授業科目については、試験、その他の方法によって当該科目担当者が学業成績を認定する。

- 2 成績は秀、優、良、可、不可の5種に分けて評価し、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。
- 3 合格した授業科目については、総合情報学部は別表第1、情報メディア学部は別表第3に規定する単位を与える。

第12条 他の大学より転入学又は編入学した者が既に修得した授業科目及び単位の取扱いについては、学長が定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第13条 本大学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により、履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 4 他の大学又は短期大学の授業科目の履修に関する規程は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第13条の2 本大学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 社会的評価の高い知識及び技能に関して、国等が全国的な規模で年1回以上行う審査に合格することに係る学修で、大学教育に相当する水準を有すると認められるものについて、本大学

の定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 第1項及び第2項により与えることのできる単位数は、前条第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせ60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第13条の3 本大学が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位に準用する。

- 3 本大学が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修により単位等を修得している者については、この単位を本大学において修得した単位とみなすことができる。

- 4 本大学が教育上有益と認めるときは、大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を本大学において修得した単位とみなすことができる。

- 5 前4項により、修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は第18条に定める転入学又は編入学の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(本大学の大学院における授業科目の履修)

第13条の4 4年次に在籍する学生で、本大学の大学院の授業科目を履修しようとする者があるときは、本大学の学部及び大学院の双方において教育上支障がないと認められる場合に限り、特別科目等履修生として大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、学生が所属する本大学の学部で修得したものとみなす。ただし、第8条第2項に定める卒業に要する所定の単位には算入しないものとする。

(卒業及び学位)

第14条 本大学に4年以上在学し、第8条第2項に定める単位を修得した者に対しては、学部教授会の議を経て、学長が卒業を認め、学士の学位を授与する。

- 2 学位の授与に関する規程は、別に定める。

第6章 入 学

(収容定員)

第15条 本大学の学生の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
総合情報学部	経営情報学科	40名	160名
	システム情報学科	80名	320名
	情報理工学科	80名	320名
	3年次編入学		
	経営情報学科	5名	10名
情報メディア学部	システム情報学科	5名	10名
	計		820名
	情報メディア学科	220名	880名
	3年次編入学	10名	20名
	計		900名

(入学時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。

(入学資格)

第17条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
- (9) 高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者

(入学の出願)

第17条の2 本大学に入学を志願する者は、本大学所定の書類に入学検定料を添え指定の期間内に手続しなければならない。

(入学者の選考及び入学許可)

第17条の3 前条の入学志願者に対しては、選抜試験を行い合格者を決定する。

- 2 合格通知を受けた者は、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。
- 3 学長は、入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学及び再入学)

第18条 他の大学より転入学、本大学を正当な理由で退学又は除籍となった者が、再入学を志願するときは、欠員のある場合に限り選考の上、学部教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の在学すべき年数については、学部教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 転入学及び再入学に関する規程は、別に定める。

(編入学)

第18条の2 編入学に関する規程は、別に定める。

(外国人の入学出願)

第19条 学校教育法施行規則第69条第1号に該当する外国人で、本大学に入学を志願する者については、選考の上外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

(入学許可を受けた者の手続)

第20条 入学の許可を受けた者は、別に定める所定の書式による誓約書、保証人の保証書及び本大学所定の書類を提出し、入学金、授業料、その他所定の納入金を納入しなければならない。

第21条 前条の保証人は、父兄又はこれらに準ずるもので独立の生計を営む成年であることを要する。保証人として不適当と認めたときは、その変更を命ずることがある。

第22条 保証人は、学生の在学中に関する一切の事項についてその責に任ずるものとする。

第23条 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責務を尽くし得ない場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。

第7章 休学、転籍、転学部、転学科、転専攻、留学、退学、転学及び除籍

(休学)

第24条 病気その他の事由により、引き続き3か月以上修学することができない者は、事由書を添えて休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は、当該学期又は当該年度限りとする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き1年以内に限り休学を許可することがある。

3 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

第25条 病気の事情によっては、休学を命ずることがある。

第26条 休学期間が満了したとき、又は休学の事由が消滅したときは、復学を願い出ることができる。ただし、復学は学期の始めとする。

第27条 休学期間は、第4条に定める修業年限及び在学年限に算入しない。

(転籍)

第27条の2 本大学の学生が、通学の総合情報学部と通信教育課程の相互間で異動することを転籍という。

2 本大学の通学の総合情報学部にも所属する学生が、通信教育課程に転籍を志願するとき、又は通信教育課程にも所属する学生が通学の総合情報学部へ転籍を志願するときには、欠員のある場合に限り、選考の上、学長がこれを許可することがある。

3 転籍を許可された者が既に修得した授業科目及び単位の取扱いについては、別に定める。

(転学部、転学科及び転専攻)

第27条の3 本大学の学生が所属する学部学科から他の学部学科へ移ろうとする者、同一学部で所属の学科を変更しようとする者又は同一学科で所属の専攻を変更しようとする者については、欠員のある場合に限り、選考の上、学長が許可することがある。

2 転学部、転学科及び転専攻に関する規程は、別に定める。

(留学)

第28条 外国の大学又は短期大学に留学して、授業科目を履修しようとする者が保証人連署の上、その旨を願い出たときは、学長の許可を受け留学することができる。

2 留学期間は、第4条に定める修業年限に算入する。

3 留学期間中も授業料その他の学生納入金を、全額納入しなければならない。

4 留学に関する規程は、別に定める。

(退 学)

第29条 退学しようとする者は、保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(転 学)

第30条 他の大学へ転学しようとする者は、その事由書を添え、保証人連署の上願い出て許可を受けなければならない。

(二重在籍)

第30条の2 本大学の学生は、他の大学に在籍することを認めない。

(除 籍)

第31条 次の各号の一に該当する者について学長は、学部教授会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 在学8年を超えてなお卒業し得ない者
- (2) 所定の授業料、その他の納入金を期日までに納入せず、督促にも応じない者
- (3) 休学期間を超えて、なお復学できない者
- (4) 長期にわたる欠席その他の事由で、成業の見込みのない者
- (5) 入学を辞退した者

2 学長は、死亡した者又は行方不明の者について、保証人又はこれに代わる者から死亡又は行方不明の届出等により、これを除籍することができる。

第8章 聴講生、科目等履修生、特別科目等履修生、委託生及び研究生

(聴講生)

第32条 学部の授業科目の1科目又は数科目の聴講を志願する者があるとき、学長は、本大学の学生の修学に妨げのない場合に限り、選考の上、聴講生として、入学を許可することがある。

2 聴講生として入学することのできる者は、第17条の規定を準用する。

3 聴講生として入学を志願する者は、本大学所定の出願書類を学年の始めに提出しなければならない。

第33条 聴講生は、履修した科目について履修証明書の発行を申請することができる。

(科目等履修生)

第34条 本大学の学生以外の者で、本大学の授業科目を履修することを志願する者については、学長は、本大学の学生の修学に妨げのない場合に限り、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別科目等履修生)

第35条 本大学の特定の授業科目を履修することを志願する他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生若しくは高大連携協定を締結した高等学校から推薦された者があるときは、学長は、当該他の大学又は短期大学若しくは高等学校との協定に基づき、特別科目等履修生として許可することができる。

2 特別科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(委託生)

第36条 学長は、官公庁、法人又は外国政府より委託せられた学生を委託生として許可することができる。

2 委託生の取扱い聴講生に準ずる。

(研究生)

第37条 本大学において、特定の事項について研究しようとする者があるとき、学長は、選考の上、研究生として許可することができる。

2 研究生として許可する者は、大学を卒業した者又はこれと同等の学力があると認められる者とする。

3 研究生に関する規程は、別に定める。

第38条 聴講生、科目等履修生、特別科目等履修生及び委託生に関して、本章各条に規定しない事項については、本学則を準用する。

第9章 教育職員免許

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第39条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許状授与の所要資格の取得に関する規程は、別に定める。

第10章 教職員組織

(教職員)

第40条 本大学には、次の教職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 教養部長
- (5) 通信教育部長
- (6) 入試部長
- (7) 研究科長
- (8) 図書館長
- (9) 学生部長
- (10) 就職部長
- (11) 学習支援センター長
- (12) 保健センター長
- (13) 情報センター長
- (14) 学科長
- (15) 教授
- (16) 准教授
- (17) 講師
- (18) 助教
- (19) 事務局長
- (20) 事務職員
- (21) 技術職員
- (22) 司書
- (23) その他必要な職員

(非常勤講師)

第41条 本大学は、非常勤講師を委嘱することができる。

2 非常勤講師に関する規程は、別に定める。

(客員教授)

第42条 本大学は、客員教授を委嘱することができる。

2 客員教授は、専門の学術技能に秀で人格、識見とも特に顕著な者に委嘱する。

3 客員教授は、非常勤とし、委嘱及び服務に関する規程は、別に定める。

(名誉教授)

第43条 名誉教授の称号は、本大学に功労のあった者又は学術上特に功績があった者に与える。

2 名誉教授の称号授与に関する規程は、別に定める。

第44条 削除

第11章 教育研究評議会、教育研究戦略委員会及び教授会

(教育研究評議会)

第44条の2 本大学に、教育研究に関する重要事項を審議するとともに、教育研究に関する全学的な方針を意思決定する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関する規程は、別に定める。

(教育研究戦略委員会)

第44条の3 本大学に、教育研究に関する中長期的な戦略計画を審議するとともに、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定を目的として、教育研究戦略委員会を置く。

2 教育研究戦略委員会に関する規程は、別に定める。

(全学教授会)

第45条 本大学の運営に係る重要事項を審議するため、全学教授会を置く。

2 全学教授会は、学長及び副学長並びに本大学専任の教授をもって構成する。

3 全学教授会は、教育研究に関する重要な事項で、全学教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものを審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

4 全学教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 学長は、全学教授会を招集し、その議長となる。ただし、構成員の3分の1以上から開催の要求があったときは、臨時にこれを開催することがある。

6 学長に事故のあるときは、副学長がその職務を代行する。

7 全学教授会は、構成員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。全学教授会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(学部教授会)

第46条 本大学学部は学部教授会を置き、当該学部の専任の教授、准教授、講師及び助教並びに教育課程の編成等に責任を担う者をもって構成する。

2 学部教授会は、学部における次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 学生の除籍及び懲戒

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

- 3 学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 学部長は、学部教授会を招集し、その議長となる。ただし、構成員の3分の1以上から開催の要求があったときは、臨時にこれを開催することがある。
- 5 学部長に事故のあるときは、あらかじめ学部長が指名した教授がその職務を代行する。
- 6 学部教授会は、構成員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。学部教授会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 7 学部長は、学部教授会が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させることができる。ただし、議決に加わることはできない。

第12章 入学検定料・入学金・授業料及びその他の経費

（入学検定料）

第47条 入学を志願する者は、入学検定料として別表第5から別表第9の2に定める金額を納入しなければならない。

（入学金・授業料等）

第48条 入学する者は、別表第5から別表第9の2に定める入学金、授業料及びその他の納入金を納入しなければならない。ただし、通信教育部の授業料等は別に定めるものとする。

第49条 前2条の金額は、物価の変動その他の変化により、変更することがある。

第50条 入学金、授業料等は、別に定める指定の期日までに納入しなければならない。

2 入学金を除く授業料等は、別に定めるところにより、分納又は延納を認める。

（授業料の減免）

第50条の2 経済的事由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、授業料を減免することができる。

2 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（聴講料・科目等履修料・特別科目等履修料・研究料）

第51条 聴講料、科目等履修料、特別科目等履修料及び研究料は、別に定める金額を納入しなければならない。

（教職科目の受講料等）

第51条の2 教職に関する科目を履修する者及び教育実習を許可された者は、別に定める金額を納入しなければならない。

（返 還）

第52条 既納の入学金、授業料及びその他の納入金は、いかなる理由があっても一切返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める額を返還する。

- (1) 入学を許可されるときに授業料及びその他の納入金を納付した者が3月31日までに前学期の入学を辞退した場合又は9月30日までに後学期の入学を辞退した場合
当該授業料相当額及びその他の納入金相当額
- (2) 前学期に係る授業料及びその他の納入金を納付したときに、当該年度の後学期に係る授業料及びその他の納入金を併せて納付した者が前学期途中で退学又は除籍した場合

- 後学期に係る授業料相当額及びその他の納入金相当額
- (3) 前学期又は後学期に係る授業料及びその他の納入金を納付した者が、当該学期前に退学又は除籍した場合
- 当該学期に係る授業料相当額及びその他の納入金相当額

(休学者、停学者、退学者及び除籍者の授業料等の取扱い)

第53条 休学者は、休学期間中の授業料その他の納入金を、別に定めるところにより、納入しなければならない。

第54条 停学者は、停学期間中も授業料その他の納入金を、納入しなければならない。

第55条 学年の中途において退学した者又は除籍された者は、その学期の授業料、その他の納入金を納入しなければならない。

第13章 奨学制度

(奨学制度)

第56条 学長は、業績優秀なる学生には奨学金を貸与することができる。

2 奨学金に関する規程は、別に定める。

第14章 学生の諸活動

(学生の諸活動)

第57条 学生は、正課以外の諸活動を行うことができる。

2 学生の諸活動に関する事項は、別に定める。

第15章 賞 罰

(表 彰)

第58条 学長は、学部教授会の議を経て、学業成績、その他の優秀な学生を表彰することができる。

(懲 戒)

第59条 本大学の学生が本大学の学則及び諸規定に違反した学生の本分に反した行為をした者について学長は、学部教授会の議を経て、これを懲戒することがある。

2 懲戒は戒告、停学及び退学とする。

3 停学期間が3か月以上にわたるときは、その期間は第4条に定める修業年限に算入しない。ただし、在学年限に算入する。

第60条 前条の退学は、次の各号の一に該当する学生について、これを行う。

- (1) 刑罰法令に違反した行為をした者
- (2) 性行不良で改悛の情がないと認められる者
- (3) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (4) 懲戒処分を受けてもあらためない者
- (5) 本大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第16章 図書館、学習支援センター、保健センター、情報センター、学生寮及び教育研究施設

(図書館)

- 第61条 本大学に図書館を置く。
2 図書館に関する規程は、別に定める。

(学習支援センター)

- 第61条の2 本大学に学習支援センターを置く。
2 学習支援センターに関する規程は、別に定める。

(保健センター)

- 第61条の3 本大学に保健センターを置く。
2 保健センターに関する規程は、別に定める。

(情報センター)

- 第62条 本大学に情報センターを置く。
2 情報センターに関する規程は、別に定める。

(学生寮)

- 第63条 本大学に学生寮を置く。
2 学生寮に関する規程は、別に定める。

(教育研究施設)

- 第64条 本大学に教員その他の者が、教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、別表第10に掲げる教育研究施設を置く。
2 教育研究施設に関する規程は、別に定める。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月31日に在学する者については、改正後の北海道情報大学学則第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月31日に在学する者については、改正後の北海道情報大学学則第47条、第48条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成6年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

2 平成8年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日に経営情報学部等に在籍する者の教育課程及び履修方法等は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日に経営情報学部等に在籍する者の教育課程及び履修方法等は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日に経営情報学部等に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成15年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成15年10月31日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行し、改正後の第17条第7号の規定は、平成15年9月19日から適用する。

附 則

この学則は、平成16年8月4日から施行し、第40条の改正規定については、平成16年8月1日から適用する。ただし、別表第1及び第2の改正規定については、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、改正後の北海道情報大学学則（以下「改正後の学則」という。）第9条第2項の規定は、平成15年4月1日から適用する。
- 2 平成17年3月31日に経営情報学部及び情報メディア学部等に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成17年4月1日以降にそれぞれの在学者の属する年次に入学する者については、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年12月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、改正後の北海道情報大学学則（以下「改正後の学則」という。）第17条第6号の規定は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 平成15年3月31日に経営情報学部経営学科に在学する者の属する年次に入学する者については、改正後の学則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則別表第2に掲げる「デジタル伝送基礎」については、平成18年3月31日に情報メディア学部 に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者は、改正後の学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年9月22日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年3月16日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年3月23日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、改正後の北海道情報大学学則別表第6の規定は、平成18年3月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、改正後の北海道情報大学学則（以下「改正後の学則」という。）別表第1に掲げる医療情報学科の規定は、平成18年9月1日から適用し、改正後の学則第27条の3及び第46条の規定は、平成19年1月26日から適用する。
- 2 平成17年3月31日に経営情報学部及び情報メディア学部 に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成17年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の学則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成18年9月1日に医療情報学科に在学する者（以下「医療情報在学者」という。）及び平成19年4月1日以降に医療情報在学者の属する年次に入学する者は、改正後の学則別表第1に掲げる医療事務総論、診療記録管理学総論Ⅰ、診療報酬請求事務論及び分類法総論については選択2単位とし、プログラム設計及びWeb技術演習については必修2単位とし、プログラム言語Ⅱについては必修4単位とする。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に経営情報学部及び情報メディア学部 に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成20年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に経営情報学部（医療情報学科を除く。）及び情報メディア学部 に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成20年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 平成20年3月31日に経営情報学部システム情報学科に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成20年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に経営情報学部及び情報メディア学部等に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成20年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学則別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成19年5月22日制定「学校法人電子開発学園北海道情報大学学則の一部を改正する学則（北情報大規第134号）」附則中第2項の規定は、医療情報学科の授業科目「医療秘書概論」には適用しない。

附 則

この学則は、平成20年4月25日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、改正後の北海道情報大学学則（以下「改正後の学則」という。）第27条の3、第46条、第47条、第48条及び別表第7の2の規定は、平成22年2月1日から適用する。
- 2 平成22年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の学則別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成21年4月1日に1年次に入学した者（以下「平成21年度入学者」という。）及び平成21年度入学者の属する年次に入学する者については、「教育総合演習」とあるのは「教職総合演習」と読み替えるものとする。
- 3 教養教育科目については、平成20年3月31日に在学する者（以下「平成19年度在学者」という。）及び平成20年4月1日以降に平成19年度在学者の属する年次に入学する者は、改正後の学則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、「基礎数学演習」は平成21年4月1日以降に在学する者に、外国人留学生用カリキュラムは平成22年度以降に1年次又は3年次に入学する外国人留学生に適用する。
- 4 先端経営学科における専門教育科目については、平成21年3月31日に在学する者（以下「平成20年度在学者」という。）及び平成21年4月1日以降に平成20年度在学者の属する年次に入学する者は、改正後の学則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、「企業倫理」、「ビジネスコミュニケーション」、「財務分析論」及び「CRM」は平成20年4月1日以降に在学する者に、「メディアデザイン特別講義」は平成17年4月1日以降に在学する者に適用する。
- 5 システム情報学科における専門教育科目については、平成20年度在学者及び平成21年4月1日以降に平成20年度在学者の属する年次に入学する者は、改正後の学則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、「企業倫理」、「ビジネスコミュニケーション」は平成20年4月1日以降に在学する者に、「メディアデザイン特別講義」は平成17年4月1日以降に在学する者に適用する。
- 6 医療情報学科における専門教育科目については、平成20年度在学者及び平成21年4月1日以降に平成20年度在学者の属する年次に入学する者は、改正後の学則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、「バイオインフォマティクス概論」は平成19年4月1日に在学する者に、「分類法応用」及び「メディアデザイン特別講義」は平成18年4月1日以降に在学する者に適用する。
- 7 情報メディア学科メディアデザイン専攻における専門教育科目については、平成20年度在

学者及び平成21年4月1日以降に平成20年度在学者の属する年次に入学する者は、改正後の学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、「ゲーム開発の最新動向」はメディアテクノロジー科目として平成20年4月1日以降に在学する者に適用し、平成20年4月1日に入学した者（以下「平成20年度入学者」という。）及び平成20年度入学者の属する年次に入学する者については、「デザインマネジメント」は「必修2単位」とあるのは「選択2単位」と、「情報システム特別講義」の授業を行う年次は「4年次」とあるのは「3年次」と、備考欄に記載の「必修科目36単位」及び「選択科目44単位」とあるのはそれぞれ「必修科目34単位」及び「選択科目46単位」と読み替えるものとする。

- 8 情報メディア学科メディアテクノロジー専攻における専門教育科目については、平成20年度在学者及び平成21年4月1日以降に平成20年度在学者の属する年次に入学する者は、改正後の学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、「ゲーム開発の最新動向」はメディアテクノロジー科目として平成20年4月1日以降に在学する者に適用し、平成20年度入学者及び平成20年度入学者の属する年次に入学する者については、「情報システム特別講義」の授業を行う年次は「4年次」とあるのは「3年次」と読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成22年4月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、なお従前の例による。ただし、平成20年4月1日、平成21年4月1日及び平成22年4月1日に1年次に入学した者（以下「平成20年度から平成22年度入学者」という。）並びに平成20年度から平成22年度入学者の属する年次に入学する者については、「キャリアデザインⅢ」を「教養教育科目情報社会の人間教育科目総合」の3・4年次配当選択1単位科目として適用する。
- 3 前項の規定に関わらず、システム情報学科専門教育科目「インターンシップ」は、平成20年度から平成22年度入学者及び平成20年度から平成22年度入学者の属する年次に入学する者について適用する。
- 4 医療情報学科における専門教育科目について、平成21年4月1日及び平成22年4月1日に1年次に入学した者（以下「平成21年度から平成22年度入学者」という。）並びに平成21年度から平成22年度入学者の属する年次に入学する者については、「バイオテクノロジー実習Ⅰ」とあるのは「バイオテクノロジー実習」と、「バイオテクノロジー実習Ⅱ」とあるのは「バイオインフォマティクス演習」と読み替えるものとする。
- 5 情報メディア学科メディアデザイン専攻における専門教育科目について、平成21年度から平成22年度入学者及び平成21年度から平成22年度入学者の属する年次に入学する者については、「DTP」をデザイン専攻コース共通科目3年次配当選択2単位科目として適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成24年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学則別表第3（以下「改正後の別表第3」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表第3の先端経営学科、システム情報学科（高一種免）、医療情報学科、情報メディア学科における「各教科の指導法」の規定については、平成21年4月1日から平成23年4月1日に1年次に入学した者（以下「平成21年度から平成23年度入学者」という。）及び平成21年度から平成23年度入学者の属する年次に入学する者に適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 平成25年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成25年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成25年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の学則別表第1、別表第1の2、別表第2の教養教育科目「国際コラボレーション」は、平成22年4月1日から平成24年4月1日に1年次に入学した者（以下「平成22年度から平成24年度入学者」という。）及び平成22年度から平成24年度入学者の属する年次に入学する者に適用する。
- 3 情報メディア学科メディアデザイン専攻における専門教育科目について、平成21年4月1日から平成22年4月1日に1年次に入学した者（以下「平成21年度から平成22年度入学者」という。）及び平成21年度から平成22年度入学者の属する年次に入学する者については、「音声情報処理」を「専門教育科目他専攻専門科目」の3年次配当選択4単位科目として、「オブジェクト指向Ⅱ・演習」を「専門教育科目他専攻専門科目」の3年次配当選択4単位科目として適用し、平成23年4月1日から平成24年4月1日に1年次に入学した者（以下「平成23年度から平成24年度入学者」という。）及び平成23年度から平成24年度入学者の属する年次に入学する者については、「オブジェクト指向Ⅱ・演習」を「専門教育科目他専攻専門科目」の3年次配当選択4単位科目として適用する。
- 4 情報メディア学科メディアテクノロジー専攻における専門教育科目について、平成23年度から平成24年度入学者及び平成23年度から平成24年度入学者の属する年次に入学する者については、テクノロジー専攻コース共通科目「画像情報処理・演習」とある授業科目の名称は「画像情報処理演習」と、授業を行う年次の「4年次」とあるのは「3年次」と、単位数の「4単位」とあるのは「2単位」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に在学していた者（以下「平成24年度までの在学者」という。）及び平成25年4月1日以降に平成24年度までの在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の学則別表第2の情報メディア学科メディアデザイン専攻専門教育科目デザイン専攻コース共通科目「DTP」は、平成23年度及び平成24年度に1年次に入学した者（以下「平成23年度及び平成24年度入学者」という。）並びに平成23年度及び平成24年度入学者の属する年次に入学する者に適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 改正後の北海道情報大学学則別表第4、第4の2、第5、第6及び第7の2の規定は、平成27年度に入学する者から適用し、平成26年度以前に入学した者（平成27年4月1日以降において、これらの者と同一年次に入学した者を含む。）については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成26年10月16日から施行し、平成26年7月25日から適用する。

附 則

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の北海道情報大学学則別表第8の規定は、平成27年2月12日から施行し、平成27年1月23日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成２７年１０月１６日から施行する。
- 2 改正後の北海道情報大学学則別表第７の規定は、平成２８年度に編入学する者から適用し、平成２７年度以前に編入学した者及び平成２８年度に３年次に編入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成２８年４月１日から施行する。
- 2 改正後の北海道情報大学学則別表第３の規定は、平成２８年度に入学する者から適用し、平成２７年度以前に入学した者（平成２８年４月１日以降において、これらの者と同一年次に入学した者を含む。）については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 平成２９年３月３１日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成２９年４月１日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第１５条に定める学生の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成２９年度から平成３１年度までは、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	収容定員		
		平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
経営情報学部		名	名	名
	先端経営学科	４０	８０	１２０
	システム情報学科	８０	１６０	２４０
	３年次編入学			
	先端経営学科			５
	システム情報学科			５
	計	１２０	２４０	３７０
医療情報学部	医療情報学科	８０	１６０	２４０
	メディカルヘルスケア専攻	４０	８０	１２０
	臨床工学専攻	４０	８０	１２０
	計	８０	１６０	２４０
情報メディア学部	情報メディア学科	２２０	４４０	６６０
	３年次編入学			１０
	計	２２０	４４０	６７０

附 則

- 1 この学則は、平成２８年５月１２日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在籍する南京大学外国語学院留学準備クラスから受け入れた者については、改正後の北海道情報大学学則別表第９の２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 平成２９年３月３１日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成２９年４月１日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学則（以下「改正後の学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成２５年度から平成２８年度入学者及び平成２５年度から平成２８年度入学者の属する年次に入学する者につい

ては、各学部の教養教育科目に次の授業科目を加えることとし、履修を認めその単位を修得したときは、卒業に必要な単位として含めるものとする。

(人間教育科目 総合)

国際コラボレーション(発展) 1・2・3・4年次配当 選択2単位

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年5月11日から施行する。ただし、改正後の北海道情報大学学則別表1から別表3の規定については、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成25年度から平成28年度入学者及び平成25年度から平成28年度入学者の属する年次に入学する者については、各学部の教養教育科目に次の授業科目を加えることとし、履修を認めその単位を修得したときは、卒業に必要な単位として含めるものとする。

(人間教育科目 総合)

海外語学・文化研修(中国大連編) 1・2・3・4年次配当 選択1単位

- 3 経営情報学部医療情報学科の廃止の時期は、平成29年3月31日とする。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成30年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学則別表第1(以下「改正後の学則別表第1」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の学則別表1に掲げる「アルゴリズム基礎」は、平成29年度に1年次に入学した者(以下「平成29年度入学者」という。)及び平成29年度入学者の属する年次に入学する者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成31年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成31年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学則(以下「改正後の学則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の学則別表第3に掲げる「情報メディア特別演習Ⅰ」、「セキュリティマネジメント」及び「情報メディア特別演習Ⅱ」は、平成29年4月1日から平成30年4月1日に1年次に入学した者(以下「平成29年度から平成30年度入学者」という。)及び平成29年度から平成30年度入学者の属する年次に入学する者については、3年次配当選択2単位科目として適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成32年4月1日から施行する。
- 2 平成32年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成32年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 令和３年３月３１日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和３年４月１日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 令和３年３月３１日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和３年４月１日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和３年５月２０日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附 則

この学則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この学則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この学則は、令和４年３月２４日から施行する。

附 則

この学則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 令和５年３月３１日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和５年４月１日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 令和６年３月３１日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和６年４月１日以降に在学者の属する年次に入学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和６年２月１５日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 令和６年３月３１日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和６年４月１日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和 7 年 4 月 1 日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 8 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和 8 年 4 月 1 日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 8 年 3 月 31 日に経営情報学部 に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和 8 年 4 月 1 日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 9 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和 9 年 4 月 1 日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第 7 条、第 8 条の 3 及び第 9 条については、その限りではない。

附 則

- 1 この学則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 9 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和 9 年 4 月 1 日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

経営情報学科

【教養教育科目】

授業科目の名称				授業を 行 う 年 次	単位数 必 修 選 択	備 考
授 業 科 目 の 概 要	教 養	学 び と キ ャ リ ア	ビギナーズセミナーⅠ	1	2	・必修科目17単位を修得
			ビギナーズセミナーⅡ	1	2	
			キャリアデザインⅠ	2	1	
			キャリアデザインⅡ	2	1	
			キャリアデザインⅢ	3	1	
		言 語	English for Communication	1	2	外国人留学生は選択科目
			English for Business	1	2	
			English for Communication Technology	2	2	外国人留学生は選択科目
			複言語演習Ⅰ	2	2	
			複言語演習Ⅱ	2	2	外国人留学生のみ
			中国語基礎Ⅰ	1	2	
			中国語基礎Ⅱ	1	2	外国人留学生のみ
			日本語Ⅰ	1	2	
			日本語Ⅱ	1	2	外国人留学生のみ
			日本語Ⅲ	1	2	
		情 報	日本語Ⅳ	2	2	外国人留学生のみ
			日本事情	2	2	
			情報の世界	1	2	外国人留学生のみ
			A I ビジネスライティング	1	2	
		教 育	情報倫理	2	2	
			基礎数学	1	2	
			心理学	1	2	
			文学	1	2	
			歴史学	3	2	
			哲学	3	2	
			経済学Ⅰ	1	2	
			経済学Ⅱ	2	2	
			法学	1	2	
			社会学	1	2	
			憲法	1	2	
			国際関係論	3	2	
			線形代数	1	2	
			微分積分	1	2	
			統計学	2	2	
			確率論	2	2	
			物理学	1	2	
			生物学	1	2	
			化学	1	2	
	概 要	ス ポ ー ツ	健康とスポーツ概論Ⅰ	1	2	
			健康とスポーツ概論Ⅱ	1	2	
			スポーツ実技Ⅰ	1	1	
			スポーツ実技Ⅱ	1	1	
		国 際 情 報	マレーシア短期留学	1	2	
			海外語学・文化研修(中国大連編)	1	1	
			海外語学・文化研修(フィンランド編)	2	2	
			海外事情(中国編)	1	2	
			海外事情(オーストラリア編)	1	2	
			国際コラボレーションA	1	4	
			国際コラボレーションB	1	4	
			課題解決型国際WS (Learning Express)	3	4	
			Introduction to Global Information (国際情報入門)	1	2	
			国際情報概論	2	2	
			国際情報演習	2	2	
			グローバルヘルスリテラシー	3	2	
			グローバルインターンシップA	3	2	
			グローバルインターンシップB	3	4	
			グローバルインターンシップC	3	6	
			海外留学A	3	2	
			海外留学B	3	4	
			海外留学C	3	6	

教養教育科目からの
卒業に必要な単位数
25単位以上

【專門教育科目】

授業科目の名称				授業を 行 う 年 次	単位数		備 考
					必 修	選 択	
授 業 科 目 の 概 要	専 業 門 教 育 科	経営 系 専 門 科 目	経営学への招待	1	2	・必修科目 24 単位を修得 ・選択科目 54 単位以上を修得	
			流通の仕組み	1	2		
			デジタルビジネス概論	1	2		
			基礎ゼミナール	1	2		
			リサーチゼミナールⅠ	2	2		
			リサーチゼミナールⅡ	2	2		
			ゼミナールⅠ	3	2		
			ゼミナールⅡ	3	2		
			ゼミナールⅢ	4	2		
			ゼミナールⅣ	4	2		
			卒業論文	4	2		
			簿記Ⅰ	1	2		
			簿記Ⅱ	1	2		
			経営戦略論	2	2		
			経営管理論	2	2		
			W e b ビジネス論	2	2		
			ベンチャービジネス論	2	2		
			知的財産権論	2	2		
			民法	2	2		
			ビジネスプラン	2	2		
			サービスマネジメント	3	2		
			マーケティング論	2	2		
			消費者行動論	1	2		
			会計学入門	2	2		
			財務会計論	2	2		
			経営情報学入門	2	2		
			デジタルマーケティング	3	2		
			経営分析論	2	2		
			管理会計論	3	2		
			企業倫理	3	2		
			商法	3	2		
			流通システム論	3	2		
			マネジメントサイエンス	2	2		
			プロジェクトマネジメント	3	2		
			SCM	3	2		
地域連携論	3	2					
職業指導	3	2					
地域活性化プロジェクト	1	2					
ビジネスデザインプロジェクト	1	2					
科	情報 系 専 門 科 目	I C T 入門	I C T 入門	1	2		
			ビジネスアプリケーション	1	2		
			W e b 技術基礎	1	2		
			コンピュータシステムⅠ	1	2		
			コンピュータシステムⅡ	2	2		
			地理情報システム演習	2	2		
			情報科学基礎	2	2		
			I T 戦略とマネジメントの基礎	2	2		
			観光情報学入門	2	2		
			人工知能	3	2		
			データサイエンス入門	2	2		
			ローコードシステム開発Ⅰ	3	2		
			ローコードシステム開発Ⅱ	3	2		
			ネットワークとセキュリティ	3	2		
			W e b アプリケーション開発	3	2		
			ビジネスアナリティクス	3	2		
			情報職業論	3	2		
B I とビッグデータⅠ	3	2					
B I とビッグデータⅡ	3	2					

※他学部・他学科科目の単位数は、8単位まで選択科目の単位数に算入することができる。

専門教育科目からの
卒業に必要な単位数
78単位以上

システム情報学科

【教養教育科目】

授業科目の名称			授業を行 う年次	単位数		備 考
				必修	選択	
授 業 科 目 の 概 要	学 び と キ ャ リ ア	ビギナーズセミナーⅠ	1	2		・必修科目17単位を修得
		ビギナーズセミナーⅡ	1	2		
		キャリアデザインⅠ	2	1		
		キャリアデザインⅡ	2	1		
		キャリアデザインⅢ	3	1		
	言 語	English for Communication	1	2		外国人留学生は選択科目 外国人留学生は選択科目
		English for Systems	1	2		
		English for Communication Technology	2		2	
		複言語演習Ⅰ	2		2	
		複言語演習Ⅱ	2		2	
		中国語基礎Ⅰ	1		2	
		中国語基礎Ⅱ	1		2	
		日本語Ⅰ	1	2		外国人留学生のみ
		日本語Ⅱ	1		2	外国人留学生のみ
		日本語Ⅲ	1		2	外国人留学生のみ
		日本語Ⅳ	2	2		外国人留学生のみ
		日本事情	2		2	外国人留学生のみ
	情 報	情報の世界	1		2	
		AIビジネスライティング	1	2		
		情報倫理	2	2		
	リ ベ ラ ル ア ー ツ	基礎数学	1	2		
		心理学	1		2	
		文学	1		2	
		歴史学	3		2	
		哲学	3		2	
		経済学Ⅰ	1		2	
		経済学Ⅱ	2		2	
		法学	1		2	
		社会学	1		2	
		憲法	1		2	
		国際関係論	3		2	
		線形代数	1		2	
		線形代数Ⅰ	1		2	
		線形代数Ⅱ	2		2	
		微分積分	1		2	
		微分積分Ⅰ	1		2	
		微分積分Ⅱ	2		2	
		統計学	2		2	
		確率論	2		2	
		物理学	1		2	
		生物学	1		2	
		化学	1		2	
	ス ポ ー ツ	健康とスポーツ概論Ⅰ	1		2	
		健康とスポーツ概論Ⅱ	1		2	
		スポーツ実技Ⅰ	1		1	
		スポーツ実技Ⅱ	1		1	
	国 際 情 報	マレーシア短期留学	1		2	
		海外語学・文化研修（中国大連編）	1		1	
		海外語学・文化研修（フィンランド編）	2		2	
		海外事情（中国編）	1		2	
		海外事情（オーストラリア編）	1		2	
		国際コラボレーションA	1		4	
		国際コラボレーションB	1		4	
		課題解決型国際WS（Learning Express）	3		4	
		Introduction to Global Information（国際情報入門）	1		2	
		国際情報概論	2		2	
		国際情報演習	2		2	
		グローバルヘルスリテラシー	3		2	
		グローバルインターンシップA	3		2	
		グローバルインターンシップB	3		4	
		グローバルインターンシップC	3		6	
		海外留学A	3		2	
		海外留学B	3		4	
		海外留学C	3		6	

教養教育科目からの
卒業に必要な単位数
21単位以上

【専門教育科目】

授業科目の名称				授業を行 う年次	単位数		備 考
					必修	選択	
業 科 目 の 概 要	授 業 科 目	情報系基礎科目	I C T入門	1	2	・必修32単位を修得	
			コンピュータシステムⅠ	1	2		
			コンピュータシステムⅡ	1	2		
			情報科学基礎	1	2		
			プログラミング入門	1	4		
			プログラミング基礎	1	4		
			We b技術基礎	1	2		
			データベース基礎	1	2		
			情報通信の基礎	1	2		
	専 門 科 目	情報系専門科目	ゼミナールⅠ	3	2		
			ゼミナールⅡ	3	2		
			ゼミナールⅢ	4	2		
			卒業論文	4	4		
			アルゴリズム	1	2		
			宇宙への挑戦	1	2		
			複素数	1	2		
			宇宙工学基礎	2	2		
			宇宙情報利用概論	2	2		
			観光情報学入門	2	2		
			組込みシステム基礎	2	2		
			J a v aプログラミング	2	2		
			離散数学Ⅰ	2	2		
			ネットワークとセキュリティⅠ	2	2		
			情報理論	2	2		
			We bアプリケーション基礎	2	2		
			システムプログラミング入門	2	4		
			オペレーティングシステム	2	2		
			IT 戦略とマネジメントの基礎	2	2		
			プロジェクト基礎	2	2		
			データサイエンス入門	2	2		
			A I 入門	2	2		
			データマイニング	2	2		
			代数学	2	2		
			基礎解析	2	2		
			応用数学	2	2		
			情報職業論	3	2		
			宇宙開発情報学	3	2		
			モバイルシステム開発演習	3	2		
			ネットワークとセキュリティⅡ	3	2		
			ネットワークの構成と管理	3	2		
			情報システムの設計	3	4		
			組込みシステム開発	3	2		
			データ解析入門	3	2		
			人工知能	3	2		
			計算機科学概論	3	2		
			離散数学Ⅱ	3	2		
コンピュータグラフィックス	3	2					
画像処理	3	2					
オペレーションズリサーチ	3	2					
I o T技術総論	3	2					
B IとビッグデータⅠ	3	2					
B IとビッグデータⅡ	3	2					
断学 科部 目横		B IとビッグデータⅠ	3	2			
		B IとビッグデータⅡ	3	2			
		プロジェクトトライアル	3	2			
経 営 系 専 門 科 目		経営学への招待	1	2			
		デジタルビジネス概論	1	2			
		流通の仕組み	1	2			
		簿記Ⅰ	1	2			
		簿記Ⅱ	1	2			
		We bビジネス論	2	2			
		サービスマネジメント	3	2			
		経営情報学入門	2	2			
		経営戦略論	2	2			
		経営管理論	2	2			
		ベンチャービジネス論	2	2			
		知的財産権論	2	2			
		ビジネスプラン	2	2			
		民法	2	2			
		マーケティング論	2	2			
		消費者行動論	1	2			
		会計学入門	2	2			
		財務会計論	2	2			
		デジタルマーケティング	3	2			
		管理会計論	3	2			
		企業倫理	3	2			
		商法	3	2			
		流通システム論	3	2			
		プロジェクトマネジメント	3	2			
		SCM	3	2			
		地域連携論	3	2			

※他学部・他学科科目の単位数は、8単位まで選択科目の単位数に算入することができる。

専門教育科目からの卒業に必要な単位数82単位以上

情報理工学科

【教養教育科目】

授業科目の名称			授業を行 う 年 次	単位数		備 考
				必修	選択	
授 業 科 目 の 概 要	教 育 と キ ャ リ ア	ビギナーズセミナーⅠ	1	2	・必修科目17単位を修得 ・留学生は、必修科目13単位を修得	
		ビギナーズセミナーⅡ	1	2		
		キャリアデザインⅠ	2	1		
		キャリアデザインⅡ	2	1		
		キャリアデザインⅢ	3	1		
	養 言 語	English for Communication	1	2	外国人留学生は選択科目 外国人留学生は選択科目	
		English for Systems	1	2		
		English for Communication Technology	2	2		
		複言語演習Ⅰ	2	2		
		複言語演習Ⅱ	2	2		
		日本語Ⅰ	1	2	外国人留学生のみ 外国人留学生のみ 外国人留学生のみ 外国人留学生のみ 外国人留学生のみ	
		日本語Ⅱ	1	2		
		日本語Ⅲ	1	2		
		日本語Ⅳ	2	2		
		日本事情	2	2		
	情 報	情報の世界	1	2		
		AⅠ ビジネスライティング	1	2		
		情報倫理	2	2		
	リ ベ ラ ル ア ー ツ	基礎数学	1	2		
		生物学	1	2		
		法学	1	2		
		テックマーケティング	1	2		
		物理学	1	2		
		線形代数	1	2		
		微分積分	1	2		
		サステイナビリティ学	2	2		
		統計学	2	2		
		確率論	2	2		
	体 育	健康とスポーツ概論Ⅰ	1	2		
		スポーツ実技Ⅰ	1	1		
		健康とスポーツ概論Ⅱ	1	2		
		スポーツ実技Ⅱ	1	1		
	国 際 情 報 プ ロ グ ラ ム	ICT入門	1	2		
		マレーシア短期留学	1	2		
		国際コラボレーションA	1	4		
		国際コラボレーションB	1	4		
		Introduction to Global Information (国際情報入門)	1	2		
		海外事情 (オーストラリア編)	1	2		
		海外語学・文化研修 (フィンランド編)	2	2		
		国際情報概論	2	2		
		国際情報演習	2	2		
		課題解決型国際WS (Learning Express)	3	4		
	グローバルヘルスリテラシー	3	2			

教養教育科目からの
卒業に必要な単位数
38単位以上

【専門教育科目】

授業科目の名称			授業を行 う年次	単位数		備 考		
				必修	選択			
授 業 科 目 の 概 要	専 門 基 礎 科 目	情報科学基礎科目	基礎理論 ハードウェア システムとソフトウェア ネットワークとセキュリティ データとアルゴリズム IT戦略とマネジメント アルゴリズム 情報科学演習 情報総合演習	1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 2 2 2 2 4 4 2	4	・必修科目 36 単位を修得 ・選択科目 38 単位以上を修得 -	
		専 門 基 礎 科 目	プログラミング演習Ⅰ 地理情報システム演習 半導体入門 ヘルステック入門 宇宙への挑戦 画像処理基礎 生命情報工学 コンピューターネットワークの基礎 宇宙工学基礎 データマイニング データサイエンス演習Ⅰ 健康情報学 地球環境学概論 リモートセンシング入門 BIとビッグデータⅠ BIとビッグデータⅡ	1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 3	4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	・必修科目 4 単位を修得 ・選択科目 16 単位以上を修得	
			専 門 応 用 科 目	マネジメントサイエンス プログラミング演習Ⅱ 人工知能 ローコード言語開発 画像処理アプリケーション エッジデバイス演習 マルチモーダル情報処理 宇宙情報利用概論 ヘルスエコノミクス&イノベーション スマート農業入門 社会シミュレーション演習 データサイエンス演習Ⅱ ドローン技術演習 宇宙開発情報学 生命科学データの機械学習 生成AIとライフスタイルデザイン ヒューマンセンシングモニタリング バイオメカニクスとロボティクス 仮想現実（VR）とヘルスイノベーション ヘルステックビッグデータとデータサイエンス 機械学習工学 デジタルヘルスデザイン演習	1 2 3 2 2 2 2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	4 2	2 2	・必修科目 4 単位を修得 ・選択科目 22 単位以上を修得
				専 門 演 習 科 目	情報理工学演習Ⅰ 情報理工学演習Ⅱ 情報理工学演習Ⅲ 情報理工学演習Ⅳ	3 3 4 4	2 2 2 2	

専門教育科目からの卒業に必要な単位数 74 単位以上

情報メディア学科

【教養教育科目】

授業科目の名称				授業を行 う 年 次	単位数		備 考
					必修	選択	
授 業 科 目 の 概 要	基 礎 教 育	情 報 メ デ ィ ア	情報メディア入門Ⅰ	1	2		・必修科目 21 単位を修得 ・外国人留学生は、必修科目 23 単位を修得 外国人留学生は選択科目
			情報メディア入門Ⅱ	1	2		
			ビジネスーズセミナー	1	2		
			ICT入門	1	2		
			AI ビジネスライティング	1	2		
			基礎数学	1	2		
			English for Communication	1	2		
			English for Media	1		2	
			情報の世界	1		2	
			情報倫理	2		2	
	言 語	英 語	情報メディア学Ⅰ	2	2		外国人留学生のみ
			情報メディア学Ⅱ	2	2		
			English for Communication Technology	2		2	
			複言語演習Ⅰ	2		2	
			複言語演習Ⅱ	2		2	
			中国語基礎Ⅰ	2		2	
			中国語基礎Ⅱ	2		2	
			日本語Ⅰ	1	2		
			日本語Ⅱ	1		2	
			日本語Ⅲ	1		2	
	リ ベ ラ ル ア ー ツ	人 文 学 部 門	日本語Ⅳ	2	2		外国人留学生のみ
			日本事情	2		2	
			心理学	1		2	
			文学	1		2	
			歴史学	3		2	
			哲学	3		2	
			経済学Ⅰ	1		2	
			経済学Ⅱ	2		2	
			法学	1		2	
			社会学	1		2	
	ス ポ ー ツ	体 育 部 門	憲法	1		2	
			国際関係論	3		2	
			線形代数	2		2	
			微分積分	1		2	
			統計学	2		2	
			確率論	2		2	
			物理学	1		2	
			生物学	1		2	
			化学	1		2	
			健康とスポーツ概論Ⅰ	1		2	
	キ ャ リ ア	職 業 部 門	健康とスポーツ概論Ⅱ	1		2	
			スポーツ実技Ⅰ	1		1	
			スポーツ実技Ⅱ	1		1	
	国 際 情 報	国 際 情 報 部 門	キャリアデザインⅠ	2	1		
			キャリアデザインⅡ	2	1		
			キャリアデザインⅢ	3	1		
			マレーシア短期留学	1		2	
			海外語学・文化研修(中国大連編)	1		1	
			海外語学・文化研修(フィンランド編)	2		2	
			海外事情(中国編)	1		2	
			海外事情(オーストラリア編)	1		2	
			国際コラボレーションA	1		4	
			国際コラボレーションB	1		4	
	国 際 情 報	国 際 情 報 部 門	課題解決型国際WS(Learning Express)	3		4	
			Introduction to Global Information(国際情報入門)	1		2	
			国際情報概論	2		2	
			国際情報演習	2		2	
			グローバルヘルスリテラシー	3		2	
			グローバルインターンシップA	3		2	
			グローバルインターンシップB	3		4	
			グローバルインターンシップC	3		6	
			海外留学A	3		2	
			海外留学B	3		4	
			海外留学C	3		6	

※「教養教育科目の基礎教育科目」および「専門教育科目」から82単位以上(必修単位を含む)を修得し、「教養教育科目の人間教育科目」および他学部・他学科履修を含めた総修得単位数を124単位以上とする。

【專門教育科目】

授業科目の名称				授業を行 う 年 次	単位数		備 考		
					必修	選択			
授 業 科 目 の 概 要	専 門 教 育	共通基 礎科 目	メディアの行列	1		2	・必修科目12単位を修得		
			芸術論	1		2			
			メディアの確率と統計	2		2			
			暗号の数学	2		2			
			発想法演習	2		2			
			ビジュアルプログラミング演習	2		2			
			情報メディア特別演習Ⅰ	3		2			
		基礎 科 目	HTMLコーディング演習	1		2			
			メディア技術演習	1		2			
			コンピュータ	1		2			
	科 目	デザイン 系 基礎 科 目	プログラミング演習Ⅰ	1		2			
			プログラミング演習Ⅱ	2		2			
			特別実習A	2		2			
			Webデザイン基礎演習	1		2			
			デッサン	1		4			
			メディアデザインの基礎演習	1		2			
			デザインエレメンツ演習	1		4			
		共通応用 科目	オーディオビジュアルアート	2		2			
			サウンドプログラミング演習	2		4			
			デジタルサウンド演習	2		4			
要 目	教 育	共通応用 科目	特別実習B	2		2			
			メディアデザイン特別講義	2		2			
			行動とデザイン	2		2			
			インフォグラフィックス演習	3		2			
			インストラクショナルデザイン演習	3		2			
			プロジェクト・マネージメント	2		2			
			デザインシンキング	3		2			
			情報メディア特別演習Ⅱ	3		2			
			人工知能	3		2			
			BⅠとビッグデータⅠ	3		2			
	科 目	テクノロジー系 応用科目	BⅠとビッグデータⅡ	3		2			
			情報メディア特別ゼミナールⅠ	3		2			
			情報メディア特別ゼミナールⅡ	4		2			
			卒業研究Ⅰ	4	2 2				
			卒業研究Ⅱ	4					
			卒業研究Ⅲ	4					
			卒業研究Ⅳ	4					
			要 目	実 践 型 科 目	デザイン系 応用科目	コンピュータゲーム開発論	2		2
						Web プログラミング演習	2		4
						インターネットの仕組み	2		2
Web フロントエンド演習	2					4			
フィジカルコンピューティング演習	2					4			
ゲームプログラミング演習	2					4			
ゲーム制作演習	3					2			
ゲーム開発の最新動向	3					2			
音声情報処理	3					2			
画像情報処理	2					2			
要 目	実 践 型 科 目	実践型 科目	サイバーセキュリティの技術	3		2			
			Linux演習	2		2			
			情報メディアのデータ処理	3		2			
			ビジュアル構成演習	2		4			
			色彩・デザイン演習	2		4			
			イラスト制作演習	2		4			
			Web制作演習	2		4			
			3DCG演習	2		4			
			映画制作演習	2		4			
			アニメーション演習	2		4			
要 目	実 践 型 科 目	実践型 科目	ビジュアルエフェクト演習	2		2			
			ゲームCG演習	2		2			
			PA技術演習	2		2			
			DTP演習	3		2			
			映像制作プロジェクト	2		4			
			Web制作プロジェクト	2		4			
			メディアアート制作プロジェクト	3		4			
			ゲーム制作プロジェクト	3		4			
			アプリ制作プロジェクト	3		4			
			ネットワーク演習	3		4			
要 目	実 践 型 科 目	実践型 科目	プロジェクトⅠ	3		2			
			プロジェクトⅡ	3		2			
			プロジェクトⅢ	4		2			
			ゼミナールⅠ	3	2 2 2 2				
			ゼミナールⅡ	3					
			ゼミナールⅢ	4					
			ゼミナールⅣ	4					

※ 他学部・他学科科目の単位数は、20単位まで選択科目の単位数に算入することができる

「教養教育科目の基礎教育科目」および「専門教育科目」から82単位以上（必修単位を含む）を修得し、
「教養教育科目の人間教育科目」および他学部・他学科履修を含めた総修得単位数を124単位以上とする。

別表第4 削除

別表第5（第47条、第48条関係） 総合情報学部

学 科	入学検定料	入学金	授業料
経 営 情 報 学 科	29,000 円	200,000 円	1,020,000 円
シ ス テ ム 情 報 学 科	29,000 円	200,000 円	1,050,000 円
情 報 理 工 学 科	29,000 円	200,000 円	1,120,000 円
ただし、大学入学共通テスト利用選抜の入学検定料は15,000 円とする。			

別表第6 削除

別表第7（第47条、第48条関係） 情報メディア学部

学 科	入学検定料	入学金	授業料
情 報 メ デ ィ ア 学 科	29,000 円	200,000 円	1,120,000 円
ただし、大学入学共通テスト利用選抜の入学検定料は15,000 円とする。			

別表第8（第47条、第48条関係） 編入学生

学 科	入学検定料	入学金	授業料
経 営 情 報 学 科	30,000 円	200,000 円	1,020,000 円
シ ス テ ム 情 報 学 科	30,000 円	200,000 円	1,050,000 円
情 報 理 工 学 科	30,000 円	200,000 円	1,120,000 円
情 報 メ デ ィ ア 学 科	30,000 円	200,000 円	1,120,000 円

※ 本学出身学生及び本学が指定する専修学校生の入学金は、次のとおりとする。

学 生 の 出 身 校	入 学 金
本学の通学課程	免 除
本学の通信教育部	150,000 円
本学が指定する専修学校 注)	

注) 本学が指定する専修学校

北海道情報専門学校、
名古屋情報メディア専門学校、
広島情報専門学校、
KCS 大分情報専門学校、

秋田情報ビジネス専門学校、
名古屋医療情報専門学校、
KCS 北九州情報専門学校、
KCS 鹿児島情報専門学校、

新潟情報専門学校、
大阪情報専門学校、
KCS 福岡情報専門学校、
沖縄情報経理専門学校

別表第9（第47条、第48条関係）

南京大学外国語学院 I T ・日本語クラスから受け入れる3年次編入生、南京大学からの推薦により受け入れる編入生及びダブルディグリーにより受け入れる留学生

学 科	入学検定料	入学金	授業料
経 営 情 報 学 科	免 除	100,000 円	1,020,000 円
シ ス テ ム 情 報 学 科	免 除	100,000 円	1,050,000 円
情 報 メ デ ィ ア 学 科	免 除	100,000 円	1,120,000 円

別表第9の2（第47条、第48条関係）

南京大学外国語学院留学準備クラスから受け入れる入学生

学 科	入学検定料	入学金	授業料
経 営 情 報 学 科	免 除	50,000 円	1,020,000 円
シ ス テ ム 情 報 学 科	免 除	50,000 円	1,050,000 円
情 報 理 工 学 科	免 除	50,000 円	1,120,000 円
情 報 メ デ ィ ア 学 科	免 除	50,000 円	1,120,000 円

別表第10（第64条関係） 教育研究施設

DX推進センター
メディアクリエイティブセンター
健康情報科学研究センター
宇宙情報センター
地域連携・産学連携センター
アントレプレナーシップセンター
認知機能情報教育センター

北海道情報大学総合情報学部教授会規程

第1条 この規程は、北海道情報大学学則第46条に規定する学部教授会（以下「教授会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 教授会は、学部の専任の教授、准教授、講師及び助教並びに教育課程の編成等に責任を担う者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 学部長が必要と認めたときは、教授会の議を経て構成員以外の者を出席させることができる。ただし、議決に加わることはできない。

第3条 教授会は、学部（通信教育課程を含む）における次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（1） 学生の入学及び卒業

（2） 学位の授与

（3） 学生の除籍及び懲戒

（4） 前3号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第4条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。ただし、構成員の3分の1以上から開催の要求があったときは、臨時にこれを開催することがある。

第5条 学部長に事故のあるときは、あらかじめ学部長が指名した教授がその職務を代行する。

第6条 教授会は、構成員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。教授会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

2 外国出張等及び休職期間中の構成員は、前項の定足数算定の基礎数に算入しないものとする。

3 前項に定めるもののほか構成員は教授会の招集に際して職務の都合上やむを得ない場合は、所定の委任状を議長に提出することができる。この場合において議長は、定足数算定において、書面による委任をされた者を出席とみなすことができる。

第7条 教授会は、その定めるところにより、教授会を構成する教員のうちの一部の者をもって構成される専門委員会を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、専門委員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

第8条 学部長は、教授会の議事については、議事録を作成しこれを保管するものとする。

第9条 教授会の事務は、総務課において処理する。

第10条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、学部長が定める。

第11条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 19 年 1 月 26 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 5 年 12 月 4 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 6 年 2 月 27 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 7 年 2 月 26 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。